

意見書案第1号

令和3年3月16日提出

松山市議会議員 杉村千栄

田淵紀子

小崎愛子

梶原時義

令和3年3月18日 否決

コロナ禍のもと、必要な人が受けられる生活保護制度へと見直すことを求める意見書について

コロナ禍のもと、必要な人が受けられる生活保護制度へと見直すことを求める意見書を次のとおり提出する。

記

コロナ禍のもと、必要な人が受けられる生活保護制度へと見直すことを求める意見書

今年3月3日の厚生労働省の集計で2020年の生活保護申請は、22万3,622件、前年比0.8%（1,672件）増加し、特に昨年の12月の申請は、1万7,308件、前年同月比6.5%の増加で、4か月連続して増加しており、コロナ禍で、国民の暮らしを直撃していることが明らかになった。

ここで問題なのは、先進諸国と比較して日本の生活保護の捕捉率が低いことで、2018年が22.9%と、生活保護を利用する資格があっても8割の方が利用できていない状況である。

その背景には、依然として、「生活保護は恥だ」とする風潮や、親族への扶養照会など申請を躊躇させる制度上の問題があることは想像に難くない。

昨年12月には、厚生労働省はウェブサイト「生活保護の申請は、国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と掲載した。同居していない親族に相談してからでなければ申請できないということ

はない。住むところがなくても、持ち家があっても申請ができ、必要な書類が揃っていないなどでも申請できるなど、細かく触れられている。

また、今年1月28日の、国会で、厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではない」とし、「2016年7月の保護を開始した1.7万世帯に関し、照会件数は3.8万件、そのうち金銭的援助が可能と回答したのは、約600件に過ぎない」と答弁しており、ほとんどが扶養に結び付かない扶養照会を膨大な時間と人件費をかけて行う必要はないと考える。

本市では、2019年度の保護申請があった828世帯に扶養照会をおこない、8世帯のみが仕送りが開始されたとしている。

さらに、今年2月22日、大阪地裁は、生活保護基準の引き下げの取り消しを求める訴訟の判決において、物価下落率算出の根拠とする厚生労働省の指数に対し、「消費者物価指数よりも大きい下落率を基に改定率を決めており、統計などの客観的な数値との合理的関連性に欠いた」との判断を下した。

とりわけコロナ禍にあって、SDGsに掲げる「誰一人取り残されない社会」を目指し、国民の権利として、ためらうことなく申請できる生活保護制度へと、見直すことが急がれている。

よって、松山市議会では政府に対し、以下の事項を求める。

記

1 生活保護の申請が国民の権利であること、並びに、制度に対する誤解を解消すべくさらなる周知徹底を図ること。

2 基本は、扶養照会を廃止すること。

扶養照会は義務ではないので、扶養照会の運用改善にあたっては、「申請者が事前に承諾した」場合に限定すること。

また、扶養照会を行うのが例外的場合であることを明記すること。

3 親等内の相対的扶養義務に関する違法な通知を直ちに削除すること。

3 生活保護費や事務費の自治体負担をなくし、国が負担すること。

4 引き下げが続いている生活保護基準の引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）